平成２７年（フ）第３６号
岡山県赤磐市桜が丘西６丁目３番７号
債務者　有限会社山陽技研
代表者代表取締役　安達　裕章
1　決定年月日時　平成27年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　周東　秀成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月27日午前11時50分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０７号
横浜市南区万世町１丁目19番地
債務者　株式会社颯爽社
代表者代表取締役　志賀　広樹
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　正之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月１日午後１時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４１１号
大阪市淀川区田川３丁目６番16号
債務者　光栄自動機株式会社
代表者代表取締役　橋阪　英雄
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤川　　謙
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月１日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９０号
札幌市東区北10条東１丁目１―28
債務者　株式会社エスデン
代表者代表取締役　佐々木義樹
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　二村　沙絵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月２日午前10時30分
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第７号
三重県津市藤方1921番地11
債務者　田中　岳夫
1　決定年月日時　平成27年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅尾　光弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月22日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第５２１６号
大阪市西成区玉出西２丁目９番６号　玉出文化103、前住所大阪市西成区千本北２丁目28番13号
債務者　グリル新富士こと　宮本　　正
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　　勝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月11日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２６号
大阪市生野区小路東４－２－２、住民票上の住所大阪市東淀川区大隅１丁目６番28号　メゾン青宏501号
債務者　松岡　照治
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　美紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月11日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８４号
大阪市淀川区西宮原３丁目２番１―513号
債務者　福島　哲也
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　悠紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月11日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１２号
大阪府岸和田市下池田町１丁目15番27号ＧＳ岸和田403号室
債務者　西村　直樹
1　決定年月日時　平成27年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　　賢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月11日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第９４号
神戸市垂水区神陵台１丁目１番12―471号
債務者　小原壯一郎
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲谷　仁志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３７号
岡山県赤磐市桜が丘西６丁目３番７号
債務者　安達　裕章
1　決定年月日時　平成27年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　周東　秀成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月27日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３８号
岡山県赤磐市桜が丘西６丁目３番７号
債務者　安達　惠子
1　決定年月日時　平成27年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　周東　秀成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月27日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４９６号
広島県東広島市西条町郷曽363番地28　ハムレットコミューンⅠ棟304号
債務者　桑原　　勝
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　釜風呂英嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８４０号
広島市安佐南区上安５丁目３番10―202号10棟
債務者　見山　統規
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月15日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５号
愛媛県伊予郡砥部町北川毛894番地１
債務者　上成　正隆
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森本　明宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月４日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４号
高知市唐人町７番４号　アーバンハイツ201号
債務者　髙橋　健次
1　決定年月日時　平成27年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮上　佳恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月13日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
高知地方裁判所破産係